The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	財團法人懷德堂記念會趣旨
Author(s)	
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90222
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

財團法人 懷德堂記念會趣旨

財團法人 懷德堂記念會趣旨

維新前に於ける我が大阪唯一の學校なりし懷德堂は中井甃庵先生が、大阪の商人なる中村睦峰(三星屋武右衞門)富永芳春(道明寺屋吉左衞門)長崎克之(船橋屋四郎右衞門)吉田盈枝(備前屋吉兵衞)山中宗古(鴻池又四郎)の五有志と謀りて、諸同志を糾合し、三宅石菴先生を聘して尼ヶ崎町一丁目北側(今其跡は今橋通四丁目北側)に創立せし者にして、時に享保九年なり、同十一年幕府の官許を得てより、大阪學問所とも稱し、石菴先生歿後は甃菴先生學主と爲り、五井蘭洲先生教鞭を執る者、前後二十

年、尋きて甃菴の子竹山(懷德堂學主)履軒(水哉館塾主)二先生崛起してより、大阪の文學、雄を海内に稱し、子孫相繼ぎて業を世にし、以て維新の際に至る、世態一變して學校も亦廢したりしが、創立より廢學に至るまで、絃誦の聲を絶たざるもの、實に百四十餘年なり、竹山履軒二先生の門、人材輩出して海内に分布し、以て一世の文化を振興せり、斯る大儒を我が大阪に出だしゝは、豐太閤の大阪城にも讓らざる偉蹟と謂ふべし、然れども我々後人の最も深く懷德堂に感銘する所以の者は、大阪唯一の學校として大阪の文教を主るもの久しく、大阪人を教育して、其の品性を養ひ、其風俗を正し、以て世道人

心を維持せしに在り、我が大阪は古より商業を以て著はれ、國運振張の今日に在りて、亦商工業の中心と稱せらるゝ所以の者は、古來養成したる大阪人の品性と良習慣とに起因すべく、品性と良習慣とは、並に教化の致す所にして、懷德堂百四十餘年間の文教に負ふ所の者莫大なり、君父師は之を三恩と曰ふ、報本反始は人の道なり、大阪人たるもの、今日の盛を致し、所以を思ふて、而して祖先の受けたる教化の恩を銘し、以て將來の德育に留心せざる可らず、顧ふに天地の在らん限り、人類幸福の基礎は道德に在り、國家の隆昌も、社會の平和も、家庭の安樂も、皆此に根柢す、而して商業上道德の尙ぶ

可きは、固より言を待たず、古來の敎化の効、能く盛を今日に致せる大阪が、亦能く繁榮を將來に獲んと欲せば、一たび其頭を回して源に溯り故を温ねんことを要す、則ち我が大阪人が今古に俯仰して、自ら省み自ら戒むるに適當なるは、懷德堂の歷史に若くなし、是れ嚮きに懷德堂記念會を興し、明治四十四年十月五日(十月五日は幕府の官許を得て講を開きたる記念日なり)をトし、懷德堂師儒諸先生の靈を祭り、且つ碩學を聘して講演を開き、遺書を刊行し、遺墨を展覽し、以て一は百四十餘年間敎化の恩に報い、一は世道人心の振興に資するところありし所以なり、厥後同會發起人及び役員相會し、

同會の剩餘金を以て基本資産とし、更に同一の趣旨の下に懷德堂記念會を興し、有終の美を濟さんことを決議せらる、是れ這般本會の設立を見たる所以にして、即ち此れを財團法人の組織と爲し、以て本會の趣旨を永遠に遂行せんことを期す、因て此に其成立の來歴を宣明す

大正二年九月一日

理事長　永田仁助

理事　西村時彦

同　今井貫一

理事　水落庄兵衛

同　廣岡惠三

財團法人 懷德堂記念會寄附行爲

（大正二年八月二十日許可
同　年九月一日登記）

第一章　目的

第一條　本會ハ左ノ方法ニ依リ國民道德ノ進步ニ力メ學術ノ發達ヲ圖リ本邦文化ノ向上ニ資スルヲ以テ目的トス

一　學術講演會ヲ開クコト

二　講演集及其他圖書ノ編纂出版ヲナスコト

三　大阪先賢ノ事蹟及著書ヲ調査表彰スルコト

四　奬學金ヲ支出シテ學術ノ研究ヲ奬勵スルコト

第二章　名稱

第二條　本法人ハ懷德堂記念會ト稱ス

第三章　事務所

第三條　本會ノ事務所ハ大阪市北區中ノ島公園內財團法人大阪市

公會堂建設事務所ニ置ク

第四章　資　産

第四條　本會ハ舊懷德堂記念會ヨリ引繼キタル金六千圓及有志者ノ寄附金ヲ以テ基本財産トス

第五條　基本財産ノ管理方法ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第六條　本會ノ經費ハ基本財産ヨリ生スル利子及事業ヨリ生スル收入ヲ以テ之ニ充ツ

第七條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條　基本財産ハ理事會ノ決議ニ依リ動産ヲ不動産ニ或ハ不動産ヲ動産ニ變スルコトヲ得

第五章　役　員

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事　五人　互選ニ依リ内一人ヲ理事長トス

幹事　二人

評議員　三十人

第十條　理事ノ任期ハ二年トス但滿期再選ヲ妨ゲズ本法人設立ノ際ニ在テハ設立者ヲ以テ理事トシ前項ノ期間在任ス

理事ノ任期滿了シタルトキ又ハ缺員ヲ生ジタル片ハ評議員會ニ於テ維持會員中ヨリ改選又ハ補缺選擧ス補缺理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條　理事ハ本財團ヲ代表シテ諸般ノ事務ヲ掌理シ理事長之ヲ統括ス

第十二條　本法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ理事會ニ於テ囑托ス

評議員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員會ニ於テ維持會員中ヨリ補缺囑托ス

第十三條　評議員ハ本財團ノ重要事項ニ關シ意見ヲ述ベ且之レガ協議ニ應ズ

第十四條　幹事ノ職務及任免ニ關スル規定ハ理事會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第六章　維持會員

第十五條　本會ニ金壹百圓以上ヲ寄附シタル者及評議員會ノ推薦シタルモノヲ以テ維持會員トス

附則

第十六條　本寄附行爲ハ理事會ノ決議ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ得テ變更スルコトヲ得

株式會社大阪國民社印刷